

裏面白紙

昭和二十一年三月二十五日

秘書課長

事務官

大臣

次官

總務課長

會計課長

伺

別府引揚接護局ヲ廢止ニ名古屋引揚接護局設  
置ニ関シ別紙ノ通告知示相成可然哉  
仰高裁

四  
次  
書

裏面白紙

別紙

石子生省告示第三十九號

昭和二十一年三月三日  
石子生省告示第三十四號（地方引揚接護局ノ名称  
及位置ノ件）中左ノ通改正ニ  
昭和三十二年三月十五日ヨリ  
之ヲ適用ス

昭和二十七年三月二十九日

石子生 大 臣

「別府引揚接護局 大分縣別府市」ヲ削リ「唐津引揚接護局」  
ノ次ニ左ノ如ク加フ

○名古屋引揚接護局 愛知縣名古屋市

官  
印  
三  
年  
三  
月  
三  
日

裏面白紙

別紙

官公署  
昭和三十一年三月三日

↑ 百子生省告示第三十九號

昭和三十一年三月三日  
百子生省告示第三十四號（地方引揚援護局ノ名称  
及位置ノ件）中左ノ通改正ニ  
昭和三十二年三月十五日ヨリ  
之ヲ適用ス

昭和三十一年三月十九日

百子生 大 陸

↑ 引揚援護局 大分縣引揚市ノ次ニ左ノ如ク加フ

↑ 引揚援護局 名古屋引揚援護局ノ次ニ左ノ如ク加フ

引継ぎ處理ノ爲メ日本ニ於ケル受入事務所ニ關スル件（後略）

一九四六年三月十九日 指令

一、聯合軍最高司令部ヨリノ次ノ電書ヲ照

A 上海主電ノ一九四六年一月二十三日附電書

B 上海主電ノ一九四六年三月十三日附電書

C 上海主電ノ一九四五年十一月十七日附電書

二、一ノAノ條項ハ別府ニ關スル限リニ於テ、一ノBノ條項ハ廢テ之ニ取用ス

ニ名古屋ニ受人事務所カ開設セラルベシ 別府ノ受人事務所ハ且ニ閉鎖シ、現

任別府ニ配給計畫ノ引継ぎ送給ニ受人ル、編浦官ニ利用スル計畫ナリ

四、日本政府ハ左ノ指圖ニ對スベシ

A 速ニ上海一ノCノ規定ニ從ヒ名古屋ニ受人事務所ニ設置シ且運営ス

ルコト 石受人事務所ハ一九四六年四月七日以後毎日引継ぎ名古屋〇〇人ニ

受人ルベク準備スベキモノトス

B 一九四六年三月二十五日迄 其後四日毎ニ左ノ事項ニ當ル名古屋受人事務所

所ニ關スル周知ナル報告ニ提出スルコト

一、受人事務所ノ準備ノ進捗状況

二、元収見込月日

三、準備ノ阻害ノ又ハ遅延セシムル事由

C 別府ノ受人事務所ニ閉鎖スルコト

G 日 電 トノ 連絡

三月十九日

一 關門ハ( )ノ名義ヲ以テ。各艇トスル司令官G 田 采(「ハウエル」入佐カ本日  
午後「ブローマ」代府ノ停航。艦タリトシテ内示セラルセ。日本政府ニ對ス  
テ指令ハ明日發マフルベシト)

(一) 別府船ノ使用ハ直ニ之ニ。被止ス(即チ別府ニハ一艇七人レス)

(二) 別府船ニ人ル古ノ「リバアイ」ハ之ニ。浦留ニ過ス(一日四五〇〇人)

(三) 上海一博多間航航ノ「L S T」毎日一隻。浦留ニ過ス(一日一五〇〇人)

其ノ間名古。安人船トシテ主船會場ノ完成後ハ浦留ニ人ル「リバアイ」  
之ニ過航ス

山石ノ變更ハ敵軍運送刀ノ不丹ノ爲メフセ。ニシテ日本政府カ別府ノ警備。忌リ  
タルセ。ニアラス此ノ點明ニ致シテ

六 別府ニ人ル古ノ「リバアイ」ニ浦留ニ過ス結果船體カ延ビ爾又ノ引渡カ遅レル  
場合ニハ上海一博多間ニ航航ノ決定ナル九隻ノ「リバアイ」ノ一部。浦留ニ過  
スコトヲ考慮ス。

七 右ニ依リ九州ヨリ敵軍ニア本州ニ運送スル。安スル引渡式ノ取ハ約ヒ( )トナル  
ス

662

裏面白紙

引揚後護院卷之三

昭和三十二年三月二十二日

引揚後護院後護局長



厚生大臣官房秘書課長 啟

地方引揚後護局ノ設置迄ニ廢止ニ関スル件  
標記ノ件ニ関シ厚生省告示別紙ノ通改正方可知御取計  
相成度

裏面白紙

◎厚生省告示第三十九號

昭和二十一年三月三十一日  
厚生省告示第三十四號（地方引揚後援局ノ名稱  
及位置ノ件）中左ノ通改正シ昭和二十一年三月二十六日ヨリ之  
ヲ適用ス

昭和二十一年三月二十九日

厚生大臣 菅田 均

「州府引揚後援局 大分縣州府市」ヲ削リ「唐津引揚後援局」

ノ次ニ左ノ如ク加フ

名古屋引揚後援局 愛知縣名古屋市

664